

第43回 佐用町議会(定例)会議録 (第4日)

平成23年6月17日(金曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎		
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (1名)	12番	岡 本 安 夫		
遅刻議員 (1名)	14番	山 田 弘 治		
		午前9時33分より入場		
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文		
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	廣 瀬 秋 好	会 計 課 長	長 尾 富 夫
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
	天文台公園参事	安 本 泰 二		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町一般会計補正予算第 6 号 専決第 4 号）
- 日程第 2 . 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号 専決第 5 号）
- 日程第 3 . 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算第 3 号 専決第 6 号）
- 日程第 4 . 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号 専決第 7 号）
- 日程第 5 . 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 8 号）
- 日程第 6 . 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 5 号 専決第 9 号）
- 日程第 7 . 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号 専決第 10 号）
- 日程第 8 . 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号 専決第 11 号）
- 日程第 9 . 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 5 号 専決第 12 号）
- 日程第 10 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 4 号 専決第 13 号）
- 日程第 11 . 承認第 15 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 4 号 専決第 14 号）
- 日程第 12 . 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 3 号 専決第 15 号）
- 日程第 13 . 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 3 号 専決第 16 号）
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（矢内作夫君） それでは、おはようございます。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

本日は、本会議 4 日目ということで、専決第 5 号から専決第 17 号の専決処分の承認を求めることについてということでもあります。まあ、ひとつよろしく願いをいたします。

ここでお知らせをしておきますが、岡本安夫君から、入院治療のためということで、欠席届が提出されております。また、黒田西はりま天台公園長が教授会開催のためということで欠席届が出ております。代理に安本参事を認めておりますので、報告をしておきます。また、山田君より遅刻届が提出されております。お知らせをしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

本日議題にしております日程第 1 から日程第 13 につきましては、6 月 7 日の本会議で、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしく願いをいたします。

日程第 1 . 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町一般会計補正予算第 6 号 専決第 4 号）

議長（矢内作夫君） まず日程第 1、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算（第 6 号）、専決第 4 号を議題といたします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ 21 ページでお願いします。
まず 21 ページ、寄附金の関係であります。商工費寄附金の 300 万円の減額です。3 月議会で補正したばかりという経過もありますけれども、なぜ、このような減額。寄附金がですね、減額になるのか、まず、この経過を説明願います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 商工費の寄附金の関係でございますけれども、ただ今、お話ございましたように、3 月の 10 日にですね、補正第 5 号ということで議決をいただいたところでございます。

で、この寄附金につきましては、一昨年台風被害によりまして、佐用の商店街、非常にまあ、元気がなくなっているというふうなことからですね、寄附をして活性化に寄与したいということと言われておりましたけれども、その翌、3 月 11 日にですね、東日本の大震災が発生をいたしまして、その光景を見るとですね、非常にまあ、悲惨な状況であるというふうなことから、東日本大震災における被災者支援に充てさせていただきたいという申し出がございまして、専決にて、減額をさせていただいたということでございます。よろしくお願いをします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まずね、ちょっとやさつとの金額じゃないですね。300 万円というお金はね。それで、ちょっと詳しく聞きたいんですけども、3 月で議決した段階では、収納、お金ね、寄附金は収納されていたのかという点。だったら、その領収書は、当然、税の関係もありますのでね、個人名での領収書だったのか。そのあたりは、どのようになってたんですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 3月の10日の時点ではですね、まだ収納はされてございませんでして、そういった状況で、申し出、寄附をしたいということで、3月に補正をさせていただきますというところでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まあ、議会の立場からすればね、議決をして、それで、他の震災起こったから、それに变えますと言うて、寄附をね、辞退されたというような経過であるわけですけども、そのちょっと分からないのはね、普通、こういう寄附の場合だったら、ちゃんと、そういう地域の活性化ということでね、その趣旨で基づいて話があり、そういう、口約束にしてもね、契約されていたら、よっぽどのね、理由がない。例えば、その極端に言うたら、そのお金が犯罪に絡んだ金だとかね、そういった不祥事が生じない限り、なかなかその、いったん議決したお金の辞退というのは、あり得ないというふうに思うんですけども、このあたりは、どうなんですか。これは純粋な、つまり、議会としてもチェックしなきゃいけないのは、何でも、かんでも寄附をもらたらいいいということにはならないわけね、前回は、そういう篤志家が、佐用町の出身の方が、商工会の活性化のためにという、善意での寄附ということで、話を聞いていたものですから、ああ、それはそれでいいなというふうに思ったんですが、それが、コロッと変わるというようなことであればね、そのあたり、あの議決はどうだったのかということもあるし、やっぱり、それを、東日本大震災、翌日起こったから、そっちに変えますでというような、そんな問題なんかというね、その話がですよ。議会も議決した、そういう経過からしてですね、そのあたりは、これ、普通の単なる、そういった善意の個人の寄附かどうか、勿論、名前はよろしいですけども、寄附かどうか、そのあたりも含めて、回答願いたいんですが。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 個人からの、本当に心のこもった寄附ということで、申し出があったわけでございます。

で、この寄附についてはですね、税のようにですね、どうしても、これを納めていただかなあかんという強い申し出も、当然まあ、できませんので、そういったまあ、申し出を受けましてですね、こういった形でまあ、減額をさせていただくということでございますが、現実問題ですね、この度、商工会の青年部の皆さんもですね、東北の支援というふうなことで、理容組合の散髪のできる方、あるいは土木関係の仕事のできる方、そういった方々で、炊き出し支援、それから泥だし、被災者の散髪といったような形で、東北の方にも、この度、支援に行かれたわけですけども、現実まあ、この方はですね、この支援に対してもですね、そういった、行かれるのに対してですね、そういった支援もされておるといことも聞いておりますし、先ほど来、申し上げていますようなことによりましてですね、補正、専決で減額をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。
はい、ほかに。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 僕も、ちょっと変やと思うんや。出納閉鎖は、5月か分からんけども、結局、町のあれとしたら、まあ、3月いっぱい終わるはずと思うんや。基本的にはな。その時に出てきておるもんがな、僕もう、お前、既にその段階で、もう、こっちへ振りまいたと言うんだったら、ほんまの話、議会で議決したん何なんやいう話になる。

それだったら、しっかりお金を収納して、もろてからあげて欲しいない感じがする。

それと、もう1つこれ、商工会へ寄附するということなわけやな。で、そういうことでもろておるわけでしょう。そういうことだしたら、商工会が、向こうへ行って頑張るんだしたら、町が収納して、それから、商工会へ出します。使うてくださいよいうて渡しても、それだたら、それでええわけや。けど、議会にまで、寄附しますよいうて、まあ、誰か分からんけど、しておきながら、はい、止めましたで、ああ、分かりましたで、ほな、お前、議会の議決何なんやそれと。きっちりお金もらうなら、もろてからしないと、こんなええ加減な話は、ちょっと僕はないと思う。はっきり言うて。そうでしょう。

これまあ、例えば、9月とかいうんだしたら、まだこう、時期的にいうのあるんかも分からんけど、一応、本来だたら、3月でもう、佐用のあれは終わっておるはずなんですよ。ねっ。それが、こんなん、今になって、はい、止めましたいうて、僕らの知らん間に、はい、止めましたいうて、そんな馬鹿な話は、ちょっと僕は、おかしいと思うな。そこらへん。もういっぺん、ちょっとこう、お願いしたい。答弁。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） ですから、まあ、3月ではですね、収納はしてないということなんです。

〔山本君「してないん。うん」と呼ぶ〕

商工観光課長（前澤敏美君） ですから、3月の10日で議決をいただいたわけですが、翌日にまあ、そういう震災が発生をしたというふうなことで、本当にまあ、これは、商店街の活性化のためにということで、寄附をいただいて、歳出においては、そういう青年部の皆さんにですね、何とか、佐用の商店街が元気になるような形でということで、受けて出すというふうな予算をしておったわけですがけれども、11日に、そういう震災が発生したものですから、何とかまあ、そういう東北のですね、見るに非常に厳しい状況ですし、非常に多くの方々が亡くなられておると。また、避難者も非常に多いというふうなことからですね、そういうことで、話をしておったけれども、何とかまあ、そちらの東北の方の支援にですね、充てさせていただきたいというふうな申し出を受けて、まあ、こういった形でですね、専決で減額をさせていただいたということですので、そのへんまあ、私も、ご本人さんの意思というものを尊重して、こういった形を取ったということですので

いますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長（矢内作夫君） はい、それは、山本君、よろしいか。

10 番（山本幹雄君） まああの、ええも悪いも。

議長（矢内作夫君） はい、ご理解いただきたいと。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） まあ、今のんに関連しますけども、やはり議会を通して議決したものであれば、お金がなくて、現物がなくてもですね、その後、3月の閉会日もありませんし、本会議があったわけですし、それから後に、全員協議会もあったので、その時に、なぜ、そのことを報告されないのか。だから、専決で、今度しますよという、補正予算の時なんかは、だいたいそういう、前もって言われることが多いんですが、金額にすると本当に 300 万て大きな金額ですから、やっぱり議会軽視ではないでしょうかね。そのへん、なぜ、そういうことをされなかったのか、お尋ねします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 決して、議会軽視というふうなことではございません。

そういったことで、手続きの上におきまして、まあ、こういった専決というものがございますので、そういった中で、処理をさせていただいたということで、本来、そういった中で、こういったことが、実施不可能になりましたということ、それを申し上げれば良かったんでしょうけれども、そういうことが抜けておったかというふうに思いますけれども、手続きとしてはですね、こういった形でやらしていただいて、決して、議会軽視というふうなことではございませんので、この点については、申し上げておきたいというふうに思います。

議長（矢内作夫君） はい、1 番、石堂君。今、手挙げとったん違うん。

1 番（石堂 基君） いや、止めました。

議長（矢内作夫君） 止めました。

はい、ほかに。ありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 今の問題、ちょっとだけ、課長、言うておくわ。

議会軽視するつもりはなかったというのでは分かった。ただ、結果として、議会軽視ですよ。議決したものをね、それを翌日、即、ひっくり返すと。それもまとまった300万円というお金がね。当然、この補正が出るまで、議会は、そのことを知らないということですから、これは当然、第一番に、議会に報告すべきだ。このことは、そのつもりはなかったという問題じゃないんですね。結果として、そうなったという点は、これは、真摯に反省していただきたい。そのように、指摘しておきます。

それで、ちょっと12ページでお尋ねしたいんですが、ああ、何か、答弁あったら言いますか。今のこと。と思いますけど、事実として。よろしい。それで。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） できるだけまあ、今後、きめ細やかにですね、議会にお伝えすることについては、させていただきたいというふうに思っております。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 12ページの農林水産使用料の関係で、お尋ねします。

キャンプ場使用料の関係ですけれども、当初、2,844万から850万の減額ですから、2,000万円弱ですね、2,000万円弱になっておるわけですけれども、21年度決算は、特殊な事情だということで、1,400万円でした。23年当初は、もう3,000万ね、超えた予算組んでおるんですけれども、この、まず大きな減額の要因ですね、このことを、ちょっと内容説明をお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まあ、今期の一般質問の中でも、少しお話をさせていただいた経緯がございますけれども、やはりまあ、上流のですね、橋がですね、被災をして、落橋したということで、現在まあ、橋の復興ということで、工事が、7月末の工期の予定ですね、完成する予定でございますけれども、そういったこと。

それから、台風がですね、やはり22年度においてもあったわけですが、その際には、事前にですね、一昨年の台風災害を踏まえて、事前にキャンセルするといったようなこともございましたし、それから、既に、入村されておりまして、台風情報等をですね、館内放送しますので、そういった中で、やはり、退村をされるという方もございまして、そういったことが影響をしてですね、人数減になったというふうに、そのへんがまあ、主な原因ではないかというふうに考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番(鍋島裕文君) まあ、そういう中でね、23 年度当初予算は、もう 3,000 万円、3,063 万円ですか、収益予算を組んでいるわけでありましてけれども、あの、キャンプ場の関係はね、町内の、いろんな施設の中でも、3,000 万円からの収益に対して、人件費だけ見ればね、2,000 万円そこらと。勿論、後に、需用費や何やらありますけれども、いう点ではね、非常に収益性が高い。町内の施設の中では、経営だというふうに思うんですね。

それで、勿論、儲けのためというものでもありませんけれども、ただ、その経営という立場から見たらね、この平岡議員の質問でしたかね、町長が、遊具の関係は、撤退してしまうんだというような答弁をされておるわけだけれども、その内容、いろいろ聞いてみたら、働いておられる方なんか、今まで、あった物がないということではね、客の方から、どうなのかという、そういった問い合わせを、よく受けるとか、あったらいいというような要望があるとかが、そういったことが、あるみたいです。

そういう点を考慮した場合にね、やはり、特に経営という問題で言えば、客の要望に応えるというのは、大事な点なんでね、理念に沿わないというんかな、結局、遊具は、自然にふれあわないというふうな、内容の答弁されておるけれども、それは、それなりの理念であってね、やっぱり客の要望を第一に考えると、充実するというような点からは、遊具の要望があれば、応えていくと。そんなもん、一切撤去するというような立場じゃなくてね、こういう立場に立つのが、普通の経営の感覚じゃないかというふうに思うんですねけれども、町長、そのあたり、経営感覚と、そういう要望があるという点では、どのように思いますか。

〔商工観光課長 拳手〕

議長(矢内作夫君) はい、商工観光課長。

商工観光課長(前澤敏美君) これもですね、現場の意見等も聞きながらですね、判断をしたいというふうに思いますけれども、特にまあ、今回の答弁の中で、町長の方からも話がございましたように、あの、キャンプ場に隣接いたしましてはですね、瑠璃寺でありますとか、あるいは昆虫館といったような、歴史ある建造物や、素晴らしい景観というものがあるわけです。まあ、そういった中で、私もまあ、子育て経験があるわけがございますけれども、やはり子どもには、いろんなまあ、体験や経験をさせてやりたいというのが、まあ、親の気持ちではないかというふうに思うんですが、例えば、今、生活様式が、非常に良くなりまして、例えば、食事の準備にしても、ボタンを押せばですね、ご飯が炊けるといったような状況ですし、子どもは、ひょっとしたら、何もしなくてもですね、ご飯は、炊飯器が炊いてくれるもんじゃというようなことを思ったりはしてないかなというふうに、私は、思っておるわけですが、やっぱり、そういった中で、火の使い方ありますとか、あるいは、火の大切さ、怖さ、あるいは飯ごうで、ご飯を、どうやって炊くんだらうかと、そういったようなことを体験をさせていくというようなことが、大切ではないかというふうに思っておりますし、また、遊びにおきましてですね、親でありますとか、大人からですね、与えられた物で、遊んでいるというのが、今の現実ではないかというふうに思うんですねけれども、やはりまあ、私達の頃はですね、自然の中で、例えば、野の草花を取ってですね、例えば、風車を作ったりとか、あるいは、水車を作ったりとか、女の子であったら、首飾りをしたりして、こう、遊んだような記憶がございますし、また、鬼ごっこという、体を使ったような遊びというような物をして、本当に、工夫をしながらこう、遊んできたように、私は思うんですねけれども、そういったことで、やはりまあ、遊具、そうい

った物についてはですね、公園とか、あるいは遊園地に行けば、そういった目的に合った、そういう物がございますので、やはり、ここに来ていただいた方については、こういった自然を通して学ぶとか、あるいは自らが工夫して遊ぶというふうなことを、是非まあ、この場で、経験をしていただきたいと、そう思っております。

そういった観点で、遊具についてはですね、設置をしないという方向で考えておるといふことでございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 課長のお説、ありがたくお聞きしましたけれども、問題はね、結局、自然に触れ合う。大体、ああいう所に見える人というのはね、やっぱりアウトドアですね。アウトドア派、まあ、いわゆる自然に親しむという人らをね、やっぱりこよなく、そういう思いを持っている方が来るわけですね。だから、それは、課長言わなくても、もう、見えてる人自体が、そういう自然に触れるためにね、やっぱり大きな所では来ているわけですから、リピーター組も多いということがね、それを証明しているというように思うんです。

それで、私、聞いているのは、そんなこと、聞いておるんじゃないんですよ。今まで、あった物がね、撤去してなくなった所で、客の方から、あそこの従業員の人が聞くと。あれは、もう置いてもらえんのですかというようなね、これは、大事な客の声なんだが、経営者としては、どう考えるのかと、大事な客の声をね。なかった所に新たに滑り台を設置せよとか、そういう質問をしてるんじゃないんですよ。

で、働いておられる人たちも、当然、あった物を撤去して、そういう声は聞くのに対応してもらえないということになったら、やっぱりね、一生懸命働いておっても、なかなか、そういった現場の声が届かないという思いになりますよ。そういった重要な面もあるんでね、町長に伺いたいんですが、自然とのふれあいは、よろしいです。分かりました。

そういう客の要望については、やっぱりね、真剣に応えていくことも大事じゃないか。勿論、自然とのふれあいを邪魔するとか、そういうことじゃないんですよ。その遊具が。そういうことじゃない。その点での答弁をお願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） もう趣旨は、よく分かっております。

ですから、来られた、利用していただく方のね、いろんな要望もあると思います。

まあ、全ての要望にね、いろいろとすることがいいのかということになると、それは、キャンプ場のですね、特色、そういう物を十分に活かした物にしていかなきゃいけないと思います。

ですから、何も、これから一切何もしないということ、私は思ってません。ですから、少なくとも、前にあったものもいいのかね、ただ、ああいうターザンロープみたいな物の、危険性があるものと、それから、ああいう物で、ターザンロープのような物が、あそこに

似合うのか、必要なのかということ。

じゃあ、逆に、他にですね、私はまあ、親子で、あそこで、一緒に何かをするような。例えば、たくさん今、木があったり、そういう物がある。そこに持って行って、それを自由に切って、いろんな物を作るとかですね、まあ、そういう遊び場をつくるとかですね、いろいろと、その、そこにふさわしい物を、今後、工夫しながら、考えていったらいいと思うんですよね。それは、現場で、一生懸命、いろいろと管理していただいている皆さんとも協議をして、そういう、利用していただく方が、楽しく、また、目的に沿って利用、これからもしていただいて、何回も来ていただけるような施設にしていくことが大事だというふうに思っておりますので、決して、何もしないと言っているわけではありませんので。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） さっきの遊具の関連で、一般的に遊具といたら、ブランコとか滑り台とか、そういう物を思い浮かべがちなんですけれども、キャンプ場については、町長も答えられていましたけど、ターザンロープとか、その自然にマッチした物で、決してまあ、価格的にも、ロープも腐食したわけではないので、ちゃんと確保されておりますし、ただ、基礎になるところ、ロープを掛ける物が木製であったために、危険だということで撤去されているという、そういう実態なので、そこらへんも、現地は、まあ、よくご存知だろうとは思いますが、それと、自然に親しむということでは、一般質問の関連になりますけれども、水が非常に、一番の魅力ですから、水に親しめる、そういうキャンプ場としての最大の魅力を活かせるように、やはり中の小川であるとか、それから、千種川の本流に下りられる親水の物についても、きちんと対応してもらいたいというのは、補足で、先ほどの関連で質問します。いかがですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 遊具についてはですね、木具だけが腐食していたということではございませんで、上のロープ、ロープと言いますか、ワイヤですね、素線が、やはり切れていたというふうな経緯からですね、それについても、やっぱり危なかるうというふうなことを業者の方から聞いておまして、まあ、撤去をしたということでございます。

あのまあ、小川の問題等につきましては、前回もう、一般質問でお答えをさせていただいたような経緯ということで、そういうことでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 53ページの19番の負担金、農産物特産定着化対策補助金の432万4,000円と、56ページの13番の委託料のですね、緑資源機構の育成委託料の333万3,000

円、それから 19 番の負担金補助及び交付金、町単独の間伐ですね、これ 466 万 6,000 円、この 3 つのですね、少なくとも済んだ要因なり原因について、説明願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長、一番初め、55 ページかな。53 ページ。

農林振興課長（茅原 武君） まず、農産物の定着の関係でございますが、これは収量の減によるものです。

〔岡本義君「収量」と呼ぶ〕

農林振興課長（茅原 武君） 収量。取れた、取れ高ですね。これの減に。

それから後、56 ページの、緑資源機構の関係でございますが、これは、間伐等の関係でございます。緑資源機構の方で、予算化されておる物が、今年、当初は、490 万ぐらい予定しておったんですけれども、絶対量が、向こうからの調整された中で、佐用町へ割り当てがあったのが、減ったということでございまして、それに基づく実績ということでの減でございます。

もう 1 つの町の森林組合の関係でございますが、これも当初の予定から、そういった形での変更等、ございました中での、実績に基づいて、実際にできた部分だけに対するものでございまして、当初はもう少し広く見ておったんですけれども、間伐でございますので、実際、できなかったということでございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、7 番、井上君。

7 番（井上洋文君） ちょっと、教えていただきたいんですけれども、24 ページの諸収入の雑入の中の、その他ということの 360 万ほど挙がっておるんですけれども、これ、款に属さない収入が諸収入になるわけですけれども、まして他の、どの項にも属さないのが、雑収入になるわけですけれども、この雑収入の中で、その他というのは、これは、当初予算 180 万ほど出てまして、増額、2 回ほどされまして、それでまた、今回、360 万ほど増額になっておるわけですけれども、これ、あの、どんなんですかね、1,000 円以下の、その他が 1,000 円以下の物なのか。それとも、1,000 円以下ですね、主なものは、ここに載せないというのは、1,000 円以上であればですね、その他という格好の書き方がいいのか、雑入として、上のような書き方がいいのか。これは、どんなんですかね。ちょっと金額大きくなったもんで、ちょっとお聞きしよんですけど。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 雑入につきましては、例年、収入を見込まれるものにつきましては、

雑入の中でも説明のところでは細節を設けて、予算化させていただいてます。

で、雑入のその他につきましては、例年ではなしに、単年度で予期しない歳入が見込まれるものを、ここに入れるということで設けております。

で、今回の補正につきましても、例えば、エコカーの促進費補助金。これ、うちの総務課の方で、補正で計上させていただいているんですけども、そういった、まあ、購入、例年にはない形での収入ということで、今回も挙げさせてもらっているんですけども、そういうものとか、災害関係で、激励の支援金とか、そういうものも、例年にはない形で入ってきます。まあ、今回は、そういう物も挙げさせていただいて、金額は、ちょっと高額になってますけれども、その他は、そういう意味で、例年にはない物を受け入れる受け口として、その他を設けさせていただいてます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔井上君「何件ぐらい、そんなんあるんですか」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、あの、例年。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） ざっとしたんで申し訳ないんですけども、50件ぐらいはあります。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） その予測がつかない物が、やっぱり50件ぐらい、だいたい毎年あるわけなんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 50件ぐらいと言いましたのは、例えば、先ほど、説明しました、エコカーの促進対策補助金、これにつきましても、その項目は1つですけれども、2回、2台、そういう公用車を買いましたので、2回とか。

〔町長「（聴取不能）」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） それは、エコカーの補助金は、1件が12万5,000円、それが2回。それから、いろんな古紙の取引関係の代金、これも、年度によって違いますけれども、そういった物が10件ぐらいあります。

それと、今回、金額が大きかったのは、自然災害に係る激励支援金ということで、120万入ってます。これは、県の町村会の方から、佐用町の災害に対して支援するというところで、県の町村会の方から120万、22年度にいただいている分です。

それと、後、諸々の関係で、非常に、件数は、先ほど申しましたように、延べで50件ぐらいあります。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、分かったような、分からんようなあれですけど、だいたい予測がつくんだったら、つかないというのは、ちょっと、50件もあること自体、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、できればやはり、金額も、360万、全部でこれ、700万ぐらいの、金額になりますので、きちっとやはり、できる限り載せていただいたらと思うんですけど。まあ、それぐらい、よろしくお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2番、新田君。

2番（新田俊一君） ちょっと簡単なことなんですけど、30ページのね、まちづくり推進費ですか、これの320万7,000円と、その下の38番の地域づくり推進費128万6,000円、これ、このほとんどマイナスになっておるわけなんですけれども、これは、どういう要因か、ちょっとお教え願いたいんですけども。

議長（矢内作夫君） 企画防災。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） まちづくり推進費と、地域づくり推進費の、報酬の、まちづくり推進員関係及び地域づくり推進費の関係につきましては、当初、予定しておったんですけども、マップづくりの方を中心に推進したため、防災マップづくりの推進をしていったために、これをやることができなかつたので、当初予定しておったんですけども、減額させていただいております。

以上です。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） それだったら、まちづくり推進費の方も320万の減額じゃなしに、

もっと上がって来ないかんわけですしね、それだけ使ってあるんだったら。もうちょっと、あの、分かりやすいように説明していただきたいんですけどね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） まちづくり活動の推進員の報酬につきましては、人数のかげんで、9万5,000円の、これだけの推薦がなかったということで、9万5,000円減額しておりますが、まちづくり推進委員の報酬等につきましては、会議をしなかったということで、全額減額しております。

それから、下の地域づくり推進費の協議会の役員の報酬につきましても、会議をしなかった分を減額させていただいております。以上です。

2番（新田俊一君） 分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） 59ページの20番の道路新設。17番の土地の購入ですね、1,520万。それから、22番の物件移転等補償金2,880万。

次のページですね、土木費の河川総務費、17番の公有財産、土地購入の2,240万。22番の物件移転補償730万の少なくなった原因について、もう少し、具体的に説明願います。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） まず、道路新設改良費の公有財産購入費でございますけれども、これにつきましては、町道大畑線、それから久保大畑線ということで、この当初予定しておりました、測量をやっておったわけなんですけれども、用地の地図混乱とか、いろいろなことがございまして、購入費ができなかったと。購入できなかったということでございます。

それと、同じく22番の物件移転補償費につきましても、そういう関係で、当初予定しておったのができなかったということでございます。減額しております。

それから、河川総務費でございますけれども、これにつきましては、秀谷の残土処分地の用地を取得した分でございます。まあ、精算に基づきまして、当初、予定しておった額より安くなったということで減額しております。補償費についても同じでございます。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 40ページの社会福祉費で、社会福祉総務費、町社会福祉協議会助成金。当初予算では5,300万でしたけど、まあ、数字が、額がきっちり300万減額ということで、この減額の内容について。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） これにつきましてはですね、今、議員ご指摘のように、ここ何年間か5,300万でお願いしておったと思うんですけども、基本的に社会福祉協議会、もう本当に、私ども、健康福祉にとってはですね、なくてはならない機関なんですけれども、毎年、10月頃から、次年度以降のですね、内容等の精査に伴う助成金の検討を行ってあるんですけれども、ご承知おきだと思っんですけども、23年度につきましてはですね、5,000万ということで、お互い理解をさせていただいております。その中で、22年度の事業の進捗状況。後の、11月の時点での残事業のですね、委託関係の事業精査をする中で、22年度も、22年度においても5,000万でという共通理解をいただきましたので、300万円をですね、協議の上で、減額させていただいたということでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その協議されたことなんでしょうけれども、元々、合併前から、社協の合併前からね、その社協については、事業をやっていただいて、社協自体も、ちょっとまあ、言葉悪いけど儲けるとかね、事業やって、その社協自体の会計もしてくれということもありました。そういう方向の中での、その社協自体の事業が増えたいということなんでしょうか。

町としては、その社協に対して、いろいろ福祉関係のこともしていただくということもあるんですけども、事業が増えたいことの、その話の内容としては、もうちょっと詳しく話の内容、経過について。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 先ほども言いましたように、福祉関係でですね、社協にお願いしている分、たくさんありますし、社協の中でのね、独自の活動、これももう年々ですね、住民の要望に応えるためには、大変な目にあっていただいております。そういう中で、一方ではですね、議員ご案内だと思っんですけども、毎年ですね、予算の中で、基金積立金の、どう言うんですか、還元をですね、町の方から、とりあえずこれはもう、決して社協だけという意味じゃないんですけども、とりあえずということで、社協を育成する

という意味もございまして、社協の方へお渡しをしております。そういう中で、事業をこなしていただいておりますので、そこらあたりとの関連性も踏まえてですね、いわゆる、この一般会計からの、この項からの助成金については、5,300万円を5,000万にするというのを前倒しでですね、ご理解をいただいで実施させていただいたということでございます。

〔金谷君「はい、分かりました」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） はい、53ページお願いします。

弁護士報酬費、農地費なんですけども、減額で、66万となっておりますが、この説明をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） この22年度の支出しました内訳でございますが、旅費として3万4,680円。資料作成費として10万5,000円ということでございまして、総額13万9,680円を22年度で支払っております。その残りが、22年度では不用になったために減額させていただいたということでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 説明の中でなかったんですけども、多分、仁方のほ場整備の関係だと思えますね。それでですね。

その後ですけども、3月に町長が本人の家に行かれてこう、お話しされて話は進んでいると思うんですが、5月の2日に地権者会議ですか、地権者会議というか、会議が持たれたんですけども、それで、同意を得て、賛成者が多くてできたということなんですけども、結果的に見ますと、まだ、最終的には、どうなるか分かりませんが、聞きたいのは、4人の分で、1人ずつがマイナス1平米、誰も1平米ずつと。それからプラスも1平米ずつ。ええっと、すいません。1人、言われた方が1平米ずつ増えて、後の、ほかの関係者の方が、1平米ずつ減っているという、その細かい数字なんですけども、このへんは、どのようになっているのか、お尋ねしたいと思うんですが。

議長（矢内作夫君） 分かりますか。農林振興課長。

〔町長「あの、ちょっと」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ほな、町長。

町長（庵逄典章君） これは、再度ですねこう、地権者会議を経て、行ってですね、土地の、その換地を変更したわけですから、ですから、そこで関係者の方々という形で、その土地に、少なくとも関係をするというところを、直接関係をするという土地についての皆さんに、その変更をするのにあたっては、同じ物では出せませんので、そういうことでご理解をいただいたということです。

まあ、4月から課長替わっておりますので、この申請については、前の小林課長が、いろいろと地域とも一緒にやって、話を、地権者と話ししておりますので、小林課長、ちょっと、ほなら、そこだけ説明してください。

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） 今言われましたですね、関係者、6名になります。まあ、これはですね、今回の変更換地計画書に伴うですね、関係者を調査させていただいてですね、いわゆる原告と、それから訴外人と、残り4名で、計6名でございます。

その中で、関係者はですね、その訴外人と原告のですね、換地を見直す中で、関係をする人が4名いらっしゃいます。それをしてまあ、当然、精算金も伴いますので、それについてですね、隣接する、その4人の方がですね、土地の精算金と土地を調整することで、1平米ずつですね、変更を生じなければですね、きちっと、変更換地計画書がまとまらないという状況になりましたので、6名ですね、そういう形で調整をさせていただきました。

だから、その1平米増えたものと、増えた人と減った人、そういう形で、それに伴う精算という形ですね、今回の変更換地計画書を策定させていただいて、今、議員のおっしゃるとおりですね、5月2日に、この関係者による変更権利者会議を開催させていただいて、3分の2以上の賛成で議決を得てですね、現在、県に適宜決定を受けですね、順次、その方向で解決に向けて事務を進めさせていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） では、だいたい、そしたら、用途は、どれぐらいに、決着というか、結果が出るのか。最終的にね。

それと、もう1つ付け加えたいのは、やはりほ場整備組合ということで、佐用町の事業としてこう、やっているわけなんですけど、まだまだ課題がね、今までに取り上げられていた中の課題もあると思うんですよ。山の道の問題とか、それから、利子の関係とかあるので、やはり関係している、関係していると言うか、事業主である佐用町としては、今後もね、これ片付いたからと言って放っておくのではなくて、いろんな相談には是非、乗っていただきたいと思うんですが、そのへんは、いかがでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） はい、そういう形ですね、見直しについてはですね、土地改良法に基づいて、変更権利者会議をしました。それに基づいてですね、今後、告示なりですね、登記に入るわけです。だいたいまあ、それぞれ決められた日数がありますので、だいたい8月末かですね、それぐらいが最終的な目途になるのかなというふうに思います。

それと地域の問題ですけれども、まあほ場整備をしながらですね、平成5年度からやってきたわけですけれども、町でやるべきこと、解決しなければならないこと。地域、ほ場整備組合ですね、任意の団体ですけれども、それと組合員全員で解決しなければならないこと。これは必然的にあるかというふうに思います。

そういう中で、地域で解決していただく分については、地域で、はっきりとですね、解決していただかなきゃならん。

ただ、その解決方法をどうすれば良いかということですね、ご相談があれば、当然それは、事業主体としてね、相談には乗っていくことはやぶさかではありません。ただ、最終的に、話し合いでもって解決していただくのは地域でありますので、その地域がですね、十分に協議していただければいいというふうに考えております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。ほかに。

〔石堂君「今の答弁、答弁者違うがな。下水道課は担当か」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） いやいや、それはそうじゃないんだけど、状況が分かっておるさかいということだったんやけどね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

町長（庵逄典章君） それはちょっとね、今、その後々の、その対処については、今度、担当の農林振興課長が担当します。まあ、たまたま、今回の問題については、以前からの問題として、最後まできちっと、終わるまで、担当課長替わりましたけれども、替わった課長もですね、一緒に、今、この対応していくということで、この内部で、私の方の指示で動いておりますので、それは、ご理解いただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、すいませんでした。ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 27 ページです。一般管理費の中の報償費、弁護士相談料として90万5,000円のマイナスですけれど、当初とか、それから補正も組まれておりますが、結果的には、この22年度で、この弁護士相談料を使って、使った件数であるとか、その主な内容も含めて、金額とか、ちょっと具体的に説明を加えていただいけませんでしょうか。

それから、もう1点は、59 ページ。飛びますけれど、土木費、道路維持費の中の13、委託料。除雪及び凍結防止剤散布作業委託料として減額280万、なりましたが、これも当

初と補正組まれて、今年、特に、雪が多かって、今ではもう、信じられないですけど、その当時は、大変な状況がありましたので、ここら辺の関係について。特に、除雪の関係では、通学路になっている歩道などが、なかなか雪が除雪できなくて、その通学困難な状況が、まあ、中学校のね、自転車通学など、困難な状況が、現実には、今年あったんですけど、こういうお金が余るんだったら、できないのかなというのを、単純に思いましたが、そのへんも合わせて回答いただけませんか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。弁護士費用から。

総務課長（坪内頼男君） まず1点目の、その弁護士の相談料につきましては、今回、減額ということで、90万5,000円減額させていただいてます。

その減額の内容ですけれども、労働委員会の、まだ、現業関係の労働委員会の申立て、それ解決しておりません。それで、終了報酬を予算化しておりましたけれども、22年度では解決しなかったということで、その金額が、終了報酬の減額が、31万5,000円。それと、当初、弁護士ということで計上しておりました60万を減額して、91万5,000円が、今回、減額として補正させていただいている分です。

で、実際の弁護士の関係の相談料の、まあ、決算で、またご報告は出ますけれども、弁護士相談料としては、決算額としては、494万5,000円支出しております。

で、裁判に係る分が、その内、420万。で、労働委員会に係る分が、32万5,000円。それと、年間の顧問料と、弁護士顧問料として、例年のように、例年42万支出しております。

弁護士の22年度の相談料は、以上のような内容になってます。以上です。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 道路維持費の委託料のことをございますけれども、これは、先ほど、議員の方からもご指摘がございましたように、今年度は、特にですね、雪の量も多くということで、当初予算の中には400万というような形で置かせていただいて、3月に600万補正させていただいて、今回、1,000万というような形をお願いしたということがございます。

まあ、これにつきましても、補正の段階がですね、2月に挙げていくということをございまして、1月中に金額を算出して出したわけなんですけども、まあ、その時、今年度は、特に気温が低くてね、雪が多かったということで、3月に入ってもですね、そういう費用が要るということで、まあ、予算を計上させていただいたんですけども、結果的にですね、3月は除雪をする機会がなかったということで、今回、不用額ということで落とさせていただいたと。

で、当然、町の指定路線という形で、除雪をさせていただいておるわけなんですけれども、特にまあ、今年は、そういうことで、雪の量も北部の方で多かったということで、地元の方も、大変苦慮されておったということで、町としてもですね、できる範囲のことはさせていただいたというふうに自負しております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 最初に質問した弁護士相談料の中の、実際にまあ、執行された内容の中の説明で、裁判に420万円使われたということでしたけれど、これは、何件なんですか。ちょっと特徴的なものをお願いします。

それと、後の除雪の関係でまあ、努力したということの回答だったんですけども、町の指定路線以外、まあ、指定路線、歩道などは指定路線に入っていないということだと思いますけれど、現実の生活上、その安全上、通学路線として、ある所が、長期にわたって、その通れない状況が、現実にありますけれど、その点はまあ、担当部署が建設課の予算計上ではあるんですけど、教育の観点からは、どんなふうに、これからのこともありますから、答えがありましたら、お願いします。

議長（矢内作夫君） それじゃあ、総務課長から。はい。

総務課長（坪内頼男君） これは1件です。弁護士の、その裁判関係は1件ということです。はい。

議長（矢内作夫君） 1件でよろしいね。

17番（平岡きぬ糸君） はい。

議長（矢内作夫君） 教育長、教育課長。どっちが、建設課が答えるんか。
今、言われたんは、歩道なんかのことの。将来的なことで。

〔平岡君「質問が分からない」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） えっ。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 除雪の関係は、土木費で計上されている、この予算の関係については、町の指定路線の関係のする所を、努力してした結果の数字だという説明だったんですけども、その町の指定路線ではない、通学路になっている所の雪が、時間的に非常に長い間通れない状況が、現実にあったんですけど、教育委員会の関係ではないかと思えますので、通学路。その点は、除雪については、どんなふうに考えておってかというか、対応が必要だと思うんですけど、どうですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。町道にかかっている歩道部分についてはですね、確かに車道だけになっているので、ないと思いますけども、われわれも、昨年、2月だったと思うんですけども、久崎の処理場の所の、トンネル新しくできた、円光寺の所ありますね、あそこは町の職員が、われわれも行って、あまり残っている所は、エンカル等、実際、仕事終わってから行って、何日か除けたんですけども、そういう形で、学校の先生方も、自分とこの関係している通学路ですね、特に、自転車通学されている歩道の所、気がつく所は、先生方も行かれています。

それから、地域の方もやられている所があるので、できる所は、関係の職員でやりたいと思うんですけども、極端に、歩道ですので、幅がね、2メートルぐらいの所しかないと思うので、できる所は、職員関係でやっていける所はやりたいなと思うんですけども。別に、それを予算を上げてですね、対応していくということまでは、まだ、それほどの大量に残っているというケースはなかったと思うんですが、去年は、1回だけ、去年言うか、この1月か2月は1回だけあったので、そこは職員の方で対応しました。

議長（矢内作夫君） それでよろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 久崎は、そういう形でされたということなんですけれど、私が住む三河地域については、かなりきつかったですから、そこらへんは、まあ、教育委員会の所管の問題もあるかもしれませんが、実際、三河地域の子どもは、通えてなかったのですね。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 除雪の関係ですね、通学路の。非常に難しい部分があります。

と言いますのは、以前はですね、地域総出で、通学路確保をしていただいていた経緯があります。で、例えば、本道に出るまでの細い道なんかは、もう本当に、朝、5時、6時頃から地域の方々が、雪かきをして、子ども達のためにという。しかし、最近では、そういうことが、なかなかできなくなっている部分。

それと、やっぱり車を優先的に通すということで、歩道ができている所には、歩道、縁石ですね、そこらにも高く盛られて、なかなかできない。で、三河のこともできましたけれども、やっぱり地域の人ですね、どうか、お力を貸していただきたい。せめて、10メートルでも、ちょっと30センチでも、そういう気持ちをですね、お互いが持っていただきまして、子ども達の通学の確保をしていただきたいと思います。

個人的なことになりますけれども、私とこの前も、1人、子どもが、いっつも100メートルほど歩道を通るんですが、まだ、小さい子です。地域の者が出て、鋤簾の幅が、その倍ぐらい雪を除けて、お互いに確保していらっしゃると思います。

で、やっぱり通学路も非常に長いので、全て、学校の先生にせいということも、なかなか、これはできません。それよりも学校は、学校の校地内等々、やっぱり管理、また、

子ども達が登校した時に、そういう状況を作ってやらないといけない部分もありますので、教育委員会の職員も、時間、超越して、そういう所へ、電話が掛かって来れば、即走って行って、昨年度はやらしていただきました。できるだけ大勢の方で、そういう確保を、今のところしていただきたいと思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 3回。

〔平岡君「3回です」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） まあ、地域の方がね、努力してないかに、ちょっと聞こえたかと思うんですけど、

〔教育長「そういう言い方は、してません」と呼ぶ〕

17番（平岡きぬ糸君） 自分の家の前はやってますけど、家がない所が、結構長いんですね。それと、その現場については、建設課にも、私は、直接伝えたりしているんですけど、役場の方に、そういう声が、ちゃんと届いて、対応がスムーズにできるようにして欲しいなということで、改めて指摘だけしておきます。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 地域の方が、協力をしていただいてないと。そういうことは、一切、申しておりません。

〔平岡君「聞こえました」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 51ページの清掃費、塵芥処理費の中で、修繕料1,498万。まあ1,500万余の減額ですけども、当初予算5,500万。まあ、割合としても大きいと思うんですけども、この内容について。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 住民課長。

住民課長（谷口行雄君） クリーンセンターの塵芥処理費の修繕料でございます。事業明細で当初、焼却炉と、それから資源化棟の修繕を挙げておったわけですがけれども、この中で、1件、資源化棟の供給コンベア修繕というのが1,000万円あります。これが、当初は、予算計上する段階では、まあ、徐々にこう傷んできておるという段階で、後、2年ほど、25年まで持たすということで、今回、修理しておけば、もうそれで大丈夫かないということがあったんですけども、徐々に使っている段階で、この1年間は、まだ、そこまで、部品、ローラーとか、ゴムコンベアとか、それを換えなくても、まあ何とか、この1年間、使えるだろうという、22年度ですけれども、そういうことで現場のほうで判断いたしまして、この資源化棟の供給コンベアの修繕を、今回はちょっとしなかったということで1,000万円。

それから、後400万円はまあ、それぞれの工事の入札減によりまして、1,400万円が、ここで不用額について、減額になったことでございます。以上でございます。

5番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） よろしいですか。

5番（金谷英志君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、45ページ、ちょっと確認したいんですけども、保育園費の職員手当、時間外勤務手当の関係ですね、424万の、424万ということで、減額大きいんですけども、これは、何か振り替えたとか、それから、延長保育がなくなったとか、何か、そんな理由があるんですか。この内容について。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 時間外については、これは振り替えたとか、そういう意味ではなしに、当初予算で、当初予算の計上として、一職員、時間外手当が支給される職員に対して、5パーで予算計上させていただいてます。それに基づきまして、実績で、今回整理させていただいたということです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 結局、当初予算が、480万ほどだったんですね。で、424万ということとは、実質は60万ということ。

ところが、この23年度当初は450万円組んでおられるわけですが、そのあたりの関係は、どないなるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この時間外の計上についてですね、いろいろと職員の中、担当者の方も検討をしてくれております。

で、こういうふうに、まあ、計上の仕方として、当初、できるだけまあ、その本来、時間内で全てのことを、きちっとまあ、その職務を行うというのが基本なんですけれども、どうしても、それではできない場合があるわけで、そのために時間外という制度があるわけなんですけれども、一律にですね、これまで本給の5パーセントを計上するというやり方をしてきた、そうすると、やはりもっと、時間外が必要で、止むを得ずやらなきゃいけない所と、実際には、時間内で、だいたいほとんど終わるところが、当然、大きく差が出て来るわけですね。

それで、毎年、途中で補正予算をして、時間外手当が足らなくなった時には、補正計上をするというような形を取らせていただきました。

特にまあ、去年なんかはですね、かなり途中で大幅な時間外手当の補正をさせていたっている課もあるわけです。

そういうことで今回ですね、これ、次の、この23年度の予算としての補正予算の、また、ご審議を願うわけですが、その中にですね、かなり今回、必要な所と言うんか、今、現実に合わせた形でのですね、時間外手当の補正をさせていただくという形になります。

で、まあ、この22年度は、そういうことで、一律にまあ、こういう予算を計上、最初、しておりましたのでね、保育所の方においてはですね、ほとんど時間が決まっています。だから、本当に、時間外をしなきゃいけないというのは、何か行事があったり、そういうことの準備とか、そういう時だけなものですから、全体とすれば、非常に職員数も多いものですから、こういう不用額が発生しているということでご理解いただきたいと思います。

16番（鍋島裕文君） 分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 76ページの給食センター運営費の中で、負担金補助及び交付金、学校給食地場農畜産物利用拡大事業助成金。これは、補正でされて、今度、財源としては、県の体育協会からの、その助成金ということで、あるんですけれども、実際この、使われたんは、どんな物に使われたんかと。この今回、減額されるのは、何で、全部、体育協会から、せっかくいただけるんですから、それ、どんな理由で、助成ができなかったのか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） これですね、県の、県産の農畜産物の利用拡大を促進するための事業で、21年と22年で終わりなんですけれども、22年度に、総額で300万ぐらい挙げていたんですけれども、実際に実施するのは、日にちが20日間ほどと限定されてます。その中で、2分の1の補助なんですけれども、それで、実際に、今、佐用町で使っている材料で、30パーセント以上県産の物を使った物が、補助対象になるんですけれども、その中で、種類が、材料が、2分の1対象になる分と、それからやった、試食会と。それに対しても半分あったんですけれども、試食会につきましては、対象外になったというのは、20人ほどが、新しいメニューを開発する時のみ対象になるということが、後で分かったんですけれども、それは外れましたけれども、食材が、約、ここで言う、100万ぐらい予定していたんを落としたんです。というのは、そんなに高い物を、2分の1補助がもらえるといっても、給食費でカバーするんで、できなくなるだろうということで、材料を落としていって、できるだけ材料に、実績として落としていったということで、何か、主な使った材料としてはですね、但馬産のしし肉、それから和牛の、結構いい物食べているんですけれども、それとか、コロッケとかね、そういう物を、この時に、思い切って使ったみたいです。以上です。

5番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないんやな。
ないようですので、

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） すいません。井上議員の、雑入で、その他のことで、私、例年にない物を受け入れという理由だけを申しましたけれども、主な理由としては、一番大きな理由としては、コンピュータのシステム上ということで、システム上、99までしか項目として入らないという、そういう制限があります。それが、一番大きな理由ということです。
それと、新たな物を受け入れるため、そういうことで、その他のその他という物が作らないといけないということで、ご理解をお願いいたします。以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） すいません。ちょっと財務規則上どうなんかなということで調べていて、分からなくて、今の補足で分かったんですけれども、ただ、機械上で、99までしか説明ができないというのは分かるんですけれども、多分その、先ほど、今年の例で言われていた、例えば、エコカーですか、促進対策費。これらを、その支出の内容として、特

定財源の、その他に充当されるものだと思うんで、少なくとも、そういうふうな充当先が、特定財源なりいく分は、これはどこかの段階で説明を加えないと、決算上、つじつまが合わないというんか、話が理解しにくい内容になってくるんで、そのあたりは、その 99 の説明項目の整理をするか、あるいは、その 99 項目以上に、説明項目が使えるようにするかをやらないと、いつまでも、その他のその他で隠れてしまうと、本当に、特定財源なんか隠れちゃう可能性があるんで、そのへんは、検討をしていただきたいなと思います。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） ご指摘のように、その他の 99 の中には、既に、例年出てこない物も残っているということも可能性もありますので、よく精査して、できるだけ、そういう物は計上できるようにさせていただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、それでは、これで本案に対する質疑を終結をいたします。これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。これより承認第 5 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。承認第 5 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算（第 6 号）、専決第 4 号は、原案のとおり承認をされました。ここで、暫時休憩をしたいと思います、よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい。ほな、10 時 55 分ということでお願いします。

午前 10 時 41 分 休憩

午前 10 時 54 分 再開

議長（矢内作夫君） はい、全員お揃いですので、休憩を解き、会議を続行いたします。

日程第 2 . 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 5 号 専決第 5 号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 2、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについ

て、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）、専決第 5 号を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） 9 ページ、10 番と 15 番の延滞金のことで、37 万 8,000 円、22 万 8,000 円拳がってございますけれど、件数と、その見通しについての説明願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） ああ、ごめんごめん、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 延滞金につきましては、国保税の滞納、現年度滞納と、それから過年度滞納がありますけども、その分につきましては延滞金の入った分でございます、件数ちょっと、すいません、ちょっと件数調べておりません。まあ、これにつきましては、その決算に、また出てきますけれども、収入未済額が、例年どおり 6,000 万ほどあるんですけども、これに向けまして、延滞金ですか、その方に対しての、滞納の処分の、通知をします。その時に、その延滞金が発生しますので、それを、なるべくこういう形で、増やして、増やすいうんか、滞納整理をしていきたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） まあ、増やさんようにしていくということでございますけれど、その見通しとしては、やっぱり効果が十分上がってきておるということ。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。

国保税につきましても、滞納分につきましては、税務課の方で、収納の対応をさせていただきますので、私の方で、お答えをさせていただきます。

国保税の収納の状況なんでございますけれども、本年度につきましては、現年度分につきましては、徴収率で 98.5 パーセントということで、昨年に比べますと若干ですけども、

0.4 パーセントアップということになっております。

それから、滞納分につきましては、徴収率 21 パーセントということで、昨年が 13.3 パーセントでしたので、7.7 パーセントのアップということで、先ほどの延滞金につきましても、滞納分の徴収率のアップに伴いまして、昨年は、169 万 8,000 円のものでしたけども、今年につきましては、272 万 5,000 円ということで、徴収額の方も少し増えておりまして、先ほどの補正につながっておりますので、ご報告をさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） では、お願いします。

まず 8 ページの関係ですけれども、その他一般会計繰入金、法定外繰入の関係で、5,695 万 8,000 円の減額補正。それで、12 ページ、これを踏まえての 12 ページなんですが、財源内訳でね、一般財源が、4,800 万円ほど減額し、特定財源の国庫支出金が 1,800 万円ほど増額という財源内訳になっております。

で、尋ねたいのは、もうこれ、毎年ね、この 6 月に、この財源変更をされるんですね。で、それで何が問題か言いますと、この間、2 号、3 号補正とね、つまり財源がないということで、法定外の一般会計の繰入、増額予算を組んでくるんですね。で、この年度も結局、9,000 万円ほどになっておるんやね。で、最終的に 5,600 万円減らすわけですけれども、毎回、その補正の度に、国保税で対応できないから、繰入しておるんだという説明がなされて、最後で、ボンと財源変更するというようなパターンになっているんですが、この、いつも最終、この財源変更というのは、やむを得ないものなのかね。途中から、きちっと国庫負担の定率負担とか、一切、決まっておるんで、きちっと、わざわざ、補正、一般会計から繰入の補正を組まなくてもね、きちっとできないものなのかどうか。そのあたりは、どうなっておるんでしょう。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 先ほどの鍋島議員の質問で、その他一般会計、今回、5,600 円の減額でございます。

議長（矢内作夫君） 5,600 万やな。

住民課長（谷口行雄君） 5,695 万円の減額でございます。

国保会計につきましては、最終的に、国庫補助の配分が、毎年、この時期に大きく変わってくるということで、今回も、まああの、6 ページの国庫の支出金の中で、療養給付費が 1,500 万円、これが今回、専決補正で 1,500 万ほど増額。また、財政調整交付金につきましても、100 万円の増額ということで、最終的に、こういう形で国の配分が決まってくる。まあ、今、言われましたように、当初から分からないんかということですけども、本当に、これはもう、国の配分というものは最終的にまで分からないんが現状でございます。それで、それで、今回、そういう形で、その配分を受けまして、改めて法定外繰入が最終的に決まるわけで、それで、この間で、当初、医療費につきましては、前年、伸びており

ますので、若干こう多めに、そういう形で予算を組んでおります。

そういう形の中で、最終的に、国庫負担金の配分がありまして、そういう形で、最終的に、ここで5,600万円の減額ということになっております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

16番（鍋島裕文君） しゃあないんか。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 10ページの10番の第三者の納付金でございますけれど、補正の額は15万6,000円で、多分、1件ぐらいじゃないかと思うんですけど、最終的に237万6,000円という金額については、何人の方が、関係あったのかな。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） この交通事故の納付金でございますけども、第三者納付金、これは3件でございます。交通事故で、一旦、国保診療受けまして、後7割分、また、本人さんから返ってくるということで、この230万円になっております。件数としては、3件でございます。

議長（矢内作夫君） ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第6号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、専決第5号は、原案のとおり承認されました。

特別会計補正予算第3号 専決第6号)

議長(矢内作夫君) 続いて日程第3、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町老人保健特別会計補正予算(第3号)、専決第6号を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第7号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町老人保健特別会計補正予算(第3号)、専決第6号は、原案のとおり承認されました。

日程第4、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号 専決第7号)

議長(矢内作夫君) 続いて日程第4、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、専決第7号を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、笹田君。

8番(笹田鈴香君) 3ページをお願いします。特別徴収保険料と普通徴収保険料なんですけど、これがマイナスの1,100万と、あっ、1,000万ね、1,000万と、なんですけども、最初は、この制度ができた時は、特別徴収の人は、1万5,000円。年金、以上の人は差し引かれるということでしたが、住民の要望もこう、通りまして、どちらを選んでも良いということになったわけなんですけど、その法律上、その措置によって、変わったのは、今回、何人いらっしゃるでしょうか。

議長（矢内作夫君） 分かりましたか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） すいません。ちょっと今、手元資料、ちょっとすいません。直ぐ、調べて来ます。はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 3ページ、同じく、その下の20番の繰越分ですね、29万6,000円。これについての件数と見通しについて、願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 滞納繰越分につきましては、29万6,000円につきましては、6人、46期分でございます。

まあ、これにつきましては、今後の見通しですが、やはり税と同じですが、まあ、これは保険料ということで、時効とか、そんなんもありまして、2年で、短いやつで、一応、個々に訪問して、できるだけこう、普通徴収ということで、大変生活も、大変な方もおられるので、そういう形では、もう訪問して、徴収をしています。はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかにありますか。
今の笹田議員の質問について、ちょっとそれ。
ちょっと、暫時休憩ということでお願いします。

午前11時06分 休憩

午前11時11分 再開

議長（矢内作夫君） それでは休憩を解き、続行いたします。
住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 失礼しました。

ただ今の笹田議員の質問ですが、特別徴収と普通徴収の関係で、2年前に災害があった時に、災害減免受けられた方が、保険料の途中の変更ということで、特別徴収から普通徴収に変わられた関連があります。そういう形で、金額的には、似たような数字ですが、件数につきましては、ちょっと、今すぐには出てこないということを担当者に聞きました。

また、後日、決算とか、そういうところで、きちっとした形で報告したいと思いたすので、よろしくお願いたします。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

8番（笹田鈴香君） はい。

議長（矢内作夫君） それでは、ほかにありませんか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第8号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、専決第7号は、原案のとおり承認されました。

日程第5・承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度佐用町介護保険特別会計補正予算第4号 専決第8号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第5、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第4号）、専決第8号を議題といたします。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 4ページの30番の滞納の140万6,000円ですね。これの件数なり、その見通しについて願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 介護保険料の滞納繰越分でございますけども、減額140万、減額しております。その中で、滞納繰越の金額といたしましては、292万9,288円があるわけで

すけども、これの内訳でございますけど、43人、626期、まあ1人が1年間12期だったら、その関連で43人でございます。対象者43人でございます。

議長（矢内作夫君） 見通し。

住民課長（谷口行雄君） 見通しにつきましても、これも税務課、また、住民課担当者、そういう形で、また、個人個人、戸別訪問等で頑張っておりますので、これからも努力して滞納整理に参ってまいりたいと思います。

議長（矢内作夫君） ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ9ページの関係です。1つは、基金繰入金で、全額補正でカットがなってます。

それと合わせて、10ページですけども、町債の財政安定化基金貸付金、これが3,000万円に増額補正されておるんですけども、この12月議会の2号補正ができた時に、最初1,800万円、貸付金の補正が組まれたんですが、その時に基金の1,500万、1,500万円と、200万円ほど、あの時減額しましたけど、基金を1,000万円入れても結局、財源不足ということで、この貸付金が、措置が取られました。

それで、最終的にどうなったか言いますと、最終的には、財政安定化基金を、今回も300万円増額して、3,000万円にするけども、基金は、全額カットということが、この補正の結果であります。

それで、伺いたいのは、基金の活用というのは、これも当然、償還は無利子ですから、そう腹は痛まないわけでありましてけれども、ただ問題は、この基金貸付金が次期計画の中にね、保険料算定に算入されると。算定されるというような面があります。そういったことからすれば、この貸付金額が増えれば増えるほど、来年度の保険料が、やっぱり引きあがるという、まあ、計算上ですよ。いうことになるわけですけども、そういったことを踏まえた場合に、この全額基金をカットして、貸付金にするというのは、これ、やり繰りですね、これは、そういった形で問題はないのかどうか。そのあたりの見解を伺っておきたいんですが。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 今、議員ご指摘の件につきましては、十分、私も、よく分かる話だと理解をいたしております。

ところが、12月補正の段階では、そういった部分で、お願いもし、お認めをいただいたんですけども、最終的にですね、毎月まあ、1億5,6,000万ほどの給付費の中で、見通しが、まだ未確定、実は、未確定な部分がございます。その一方では、県の方からですね、その財政安定化基金の、県としての総枠がですね、ある程度決められておりましたので、その返事をですね、1月末、一番最初は1月末とおっしゃったんですけども、もう

ちょっと待ってくださいという中で、2月の中旬ぐらいだったと思うんですけども、要は、この補正の段階で、明らかにして補正をお出しするというのはできませんでしたので、用心を踏んでですね、財政安定化基金の方をお借りしようと。それで、結果としては、その時点でも、1,100万ほど、この金額ですけども、基金の方から繰入も併用してですね、お願いするという算段だったんですけども、結果的に、明るい方に出まして、結局は、この基金もですね、繰入しなくても、3,000万の、300万増えましたけども、その3,000万を県としては、佐用町については、これ確保しておくということがございましたのでね、断ったら大変なことになるという恐れもございましたので、そういう措置をさせていただきました。

それと、次期、本年度、これを立てるんですけども、24、25、26で、おっしゃるように3,000万を返納していくわけですけども、保険料の中にね、当然まあ、今の段階では、組み入れるような保険料設定をですね、この度6月23日に、最初の協議会をさせていただいて、そういった問題点も提示する中で、慎重審議お願いしたいなというふうに思っております。

ただし、国の動向がですね、震災以降、詳細な動向が下りておりません。今のところは、次期の3年間でというふうになっておりますけども、これも状況変化の中で、不透明な部分がございますので、その問題については、委員会に、その都度情報をお出しして、保険料に、正確な保険料設定の基礎とさせていただきたいなというふうに思います。ご理解をいただきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 鍋島議員が質問されたんで、それで、回答がありましたが、単純なことで、21ページの予備費は、その補正前の額が全額減額に、一般財源から減らされて、その数字と、たまたま、その財政安定化基金貸付金の300万が予算化されているので、数字的に、偶然に一致したということなんでしょうか。ちょっと、その点。単純なこと聞いてあれなんですけど。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） これは、たまたま一致したというだけでありまして、財政安定化基金については、私どもの所有のお金じゃございませんので、たまたま一致したということでございます。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第9号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第9号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって承認第9号、専決処分の承認を求め
ることについて、平成22年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第4号）、専決第8号
は、原案のとおり承認されました。

日程第6．承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度佐用町朝霧園特
別会計補正予算第5号 専決第9号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第6、承認第10号、専決処分の承認を求めることにつ
いて、平成22年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第5号）、専決第9号を議題といた
します。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい。質疑はないようですので、これで本案に対する質疑を終結を
いたします。
これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第10号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第10号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって承認第10号、専決処分の承認を求
めることについて、平成22年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第5号）、専決第9号
は、原案のとおり承認されました。

日程第7．承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度佐用町簡易水道
事業特別会計補正予算第5号 専決第10号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第7、承認第11号、専決処分の承認を求めることにつ
いて、平成22年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、専決第10号を議題
といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 3ページ、同じくですね、15番の滞納の分で、29万9,000円。トータルでは30万と挙がってございますけれど、この件数と見通しについてお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） 簡易水道の使用料ですけども、件数、件数を一月を1件といたしますとですね、件数で398件であります。

まあまあ、見通しですけども、今後の見通しですけども、使用料、簡水だけではなく、下水も特環もですね、生活排水も全て言えることなんですけれども、文書です、通知するだけではなくですね、やはりこう、直接ですね、未納者に会ってですね、お話をしています、その人の状況も十分聞きながらですね、その状況を見極めながらも納めていただくということが重要じゃないかなというふうに思っております。

まあ、5月末です、出納閉鎖になりましたので、出納閉鎖以降、改めてですね、6月に上下水道課においてもですね、課内会議をします、全員でこう、それぞれで、会ってですね、納めていただくような、そういうお話し合いをするということですね、目標に掲げて、今後も、そういう、取り組んでいきたいというふうに思います。

まず文書だけでいくとですね、やはり感情的になってですね、なかなか、そのへんで納めていただけないということも中にはありますので、そういうことも、できるだけですね、なくすように努力はしていきたいというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。これより承認第11号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。承認第11号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって承認第11号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、専決第10号は、原案のとおり承認されました。

日程第8・承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第3号 専決第11号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 8、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、専決第 11 号を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） では、5 ページをお願いします。

5 ページの下水道事業債なんですけども、これの資本費平準化債ですが、大変大きな金額で、2 億 5,210 万となっていますが、まず、これの説明をお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） 資本費平準化債でありますけれども、まあ、こういう下水道のような事業はですね、まあ、その事業で生じる、生じる言いますか、事業で入ってくる収入でですね、やっていくのが、まあ、返済、当初に資本を投資しますので、それを借入金でやっておりますので、収入によって、そういう物を返済するのがですね、これ、基本であります。

しかし、先ほど言いました下水道のようにですね、もう始めに多額の設備投資をしますので、それぞれ、また、後からですね、加入される方もいらっしゃいますので、まあ、そういう形でやるとですね、もう、その使用料というのは、多額になります。まあ、そういう物をですね、そういう返済、借金を返済する原資がありませんので、そういう物を、賄い言いますかね、使用料を上げないでですね、そういう、こういう平準化債というようですね、起債でもって対応するということになっております。

で、今回ですね、こういう形で減額させていただいたのは、これは、町全体ですね、財政というものをですね、やっぱり見極めながらですね、その見通しも立てながら対応していくということですね、まあ今回、財政当局とも協議させていただいてですね、まあ、一般会計からの繰り入れでもって対応できるという形でやっています。まあ、これは、財政当局がですね、将来の、そういう財政当局の見通しも見極めながらですね、協議をさせていただいて、対応をさせていただきました。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） この、あの、資本費平準化債というのは、これを利用することで繰り入れの縮減ができるということでした制度だと思っておりますけれども、そしたら今、今回、この一般会計からの繰り入れですが、これでは、どちらの方がうまくこう、やり繰り上ね、

どっちが特か、そのへんはどうですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） あの、この、資本費平準化債の説明は、上下水道課長がしたとおりです。その趣旨というのは、あのまあ、今の、その負担を、後年度負担と言うんですか、長くかけて負担をするという趣旨ですので、損得の計算ではありません。

交付税等の関係もありますけれども、どちらを選択して、どちらが、その、町の財政上損得か言うよりも、町の財政状況を見て、後年度の負担をお願いするような方向に持っていくのか、今の財政上の中で対応できるのか、そういう関係、判断の下に、今回、平準化債は借りずに、町の全体の財政の中で、この下水道関係の事業の起債等の元利償還、そういう物にあたる分について、一般財源、町からの繰り入れで対応しようという、そういう判断で、今回、措置させていただいてます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） ああ、まだある。ちょっとすいません。ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） でも、結局、今の時期ですからね、この資本費平準化債を利用することによって、まあ、また、交付税で帰ってくる。帰ってきますね。あるい程度、半分ですか。で、そうなった場合、現在の、その2億というお金を、一般会計から使ってしまう。使うというか、そこに返して、あたかも、その利子が得したような感じにはなりませんけど、今、こんな時期なので、やっぱり復興とか福祉の面でね、使って、これで払って、こちらを利用する方がいいと思うんですけど、そのへんは、どうですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 言われている意味が、ちょっと私、理解がしにくいんですけども、あの、本当に、その、この、起債を発行することによって、まあ、交付税、発行すると、その交付税が、その平準化債の、まあ、交付税の算入の計算式はありますけれども、それによって、確かに、当該年の交付税は、発行することによって、どう言うんでしょうね、発行した起債に対して、後年度、それを返していくことで、その交付税措置はされるんです。だから、その、まずあの、その趣旨から言って、負担、歳入の面で、損得は、まずな

いということ为前提に考えていただきたいと思います。

そういう中で、今年、この平準化債を借りることによって、下水道の起債の償還に充てるか、それを一般財源に充てるかということですが、その一般財源、まあ町の会計上の原資というのは、確かに借金ではなく現実に使えますから、それを、今、言われるような、他の所に回すというようなことも考えられますけれども、それは、この当該年だけのことを考えた財政上の対応ということで、長いスパンで、町財政というのは動いてますので、その中の22年度の財政の現状を、そういう中で、この特別会計の下水道、特環と、それから農集排の方にも繰り入れしておりますけれども、そちらの方に、その財政を、お金を使わせていただいたということです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、質問いたします。

これ、補正ですからね、補正というのは、当初は、平準債で対応するというものを、あえてここで一般財源の、生の一般財源にね、変えるという補正なんです。ということは、その生の一般財源に変えることによって、損得じゃなくてね、有利な財政運営。佐用町のね、有利な財政運営という観点から見て、どうなのかという。その説明は、やっぱり責任あるんですよ。当局はね、こういう変更する場合には。

それちょっと確認したいんですけども、将来的な、その町の財政、どうのこうの考えた場合にはね、これ、誰考えても、今の生の一般財源、2億5,000万円を、即借金返済に充てるよりも、平準債というのは、当然、借金の、繰り延べ的な側面があるし、それから借金の借り換え的なね、側面があります。大事な、2つの側面があるんだけど、これで対応する方がね、これは、財政運営上有利じゃないか。おまけに、課長も言ったように、この平準債の元利償還には、50パーセントの交付税措置というのが、これもうはっきりしてますからね、だったら、これだけ有利な条件の借金返済、平準債を使った借金返済ね、これを、あえてなぜね、不利と思われる、生の一般財源、貴重な一般財源ですね、2億5,000万円、これに変えるのか。この説得力、説明がないことにはね、こんな補正組む必要ないんですよ。むしろ不利になるんだったらね。今、一般財源で組んだ方が、平準債よりも、財政運営上、具体的に、これだけ有利な運営だということをおね、これは是非、説明願いたい。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 単年度でね、今、言われるように、どうしても財政上、他にまた、借金をしてでもやっていかなければならないのであれば、こういう起債を借りてですね、運営をしていくということになるわけですが、まあ、今年、当然、財政の担当者として、まあ、全体の見通し、まあこの、当初の予算の中でですね、まあ、こういう物も借りることによって、全体の財政運営をまあ、安定させようということで、計画をしていたわけですが、その当該、この年で交付税等の、やっぱり見通しよりか増額もあって、全体の財政運営上、これだけ借りなくてもですね、運営ができます。

で、基本的には、やっぱり今、鍋島議員ご指摘のように、その交付税算入もあるよとい

うことですが、借金は借金ですから、全体の、その起債額、これを基本的には、長期的に見れば、できるだけ削減、減らしていこうということで、まあ、ずっとまあ、やっているわけです。

だから、当初のまあ、この下水道事業についてもですね、たくさんの起債があるわけですね。まあ、これを新たにまた、この起債を借りていくというのは、元々、借金を増やしていくということになるわけです。だから、後年度に、この借金をまた、ずっと伸ばしていくということにもなるわけですね。

だから、財政運営上、これが、現在の中で、起債、借りなくても、まあ安定した、他の事業も含めてね、できるということの判断の中では、もう、あえて、この起債は借りない。全体としては、この総額、町の今持っている、そういう起債を、全体を、減らしていくという、そういう1つの大きな考え。流れの中で考えております。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 抽象論議しておっても仕方ないんだけど、実際問題ね、この、何で、平準債というのがあるんだという点では、これは、今、上下水道課長が言ったようにね、当然のことながら、後年に渡って、一度に返済するんじゃないかって、今、ヤマカットと言いますけどね、ならしていくために、返済をね、この制度があるわけです。その点では、非常にこれ、有利な、活用すべき起債であることは間違いありません。平準債というのは。

そういうことからして、今、佐用町が一定、交付税もあり、交付金も入ってきて、一定、ちょっと、余裕が出てきたから、例え、不利な借金返済であったとしてもね、ここで一般財源使って返しておくんだというような措置なんです。今、言っているのはね。

だって、平準債使えば借金増えるというけど、これは、この側面というのは、まあ、利息が安くなる借換債と、それから返済期間の繰り延べですからね。繰り延べというのは、それだけ余裕を持った返済ができるということなんです。将来的に、これだけ有利な条件を、あえて見捨てて、今、貴重な2億5,000万からの一般財源を、ここに入れてしまうという、この域は何ら変わりがないわけですね。

そういうことからすれば、こんな不利な、財政運営はないんじゃないかと。

いやいや、これだけ有利なんですということを、はっきり当局から答弁ない限り、これは、なかなか認められませんよ。こんなことは。

議長（矢内作夫君） 何か、歩み寄るようがないな。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まあ、この財政運営の考え方ですけども、全体の佐用町の財政の状況、これは、鍋島議員も、よくご存知だと思いますけれども、もう後、4、5年で一本化算定になります。で、そういう中で、財政の方の試算として、それが減額、一本化になって、暫定期間を終えて、その後、10億ほど、交付税の計算上、10億ほど減額と。それに、今の人口の減、国調人口の減。そういう物で算定しても、それ、単純に1人20万と

というような額にはならないかもしれませんが、そういう物を含めて、一般財源として、財政を運営していくのに、もう10年ほどで10億ほどが減額になります。

そういう中で、今、災害も一昨年に受けました。そういう非常に厳しい財政運営を考える中で、やはり単年度、単年度で財政を考えるんじゃないに、長いスパンで考えていくと。で、今、その長いスパンで考えていく中で、この財政の方も、組織改革とかしながら、職員の数も減らしてきてます。そういうことは、当然まあ、2、3年後に訪れる財政運営も争点にして、運営しております。

まあ、そういう中で、今、できるだけ後年度の負担になる、要は、一本算定になる時期も含めて、当然、これも起債、借金ですから、長くスパンをすればしても、借金です。それを返していかなければいけません。そういうことを想定して、今、この22年度で財政を考えた時に、今、そういった、先を考えて、生み出した財源、あるいは、見れた、そういう財源等も充てながら、将来の負担を軽減。できるだけ留めていくと。そういう、根本的には、そういう視点で、22年度の決算状況を見て、この平準化債については、借りない方向で、補正、専決を挙げさせていただいてます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 3べん目違うんかな。

16番（鍋島裕文君） 3回目やろ。

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） あのね、考え方、やっぱりおかしいと思いますわ。

将来にわたってね、そういう一本算定の問題や何やらと招くから、ここで有利なね、やっぱり財政運営しておかなきゃいけないという指摘をさせてもらいよんですよ。

で、この平準債を使ってね、この生の一般財源を使う道がなかったら、基金でもよろしいですがな。貯えておけばね。これ将来的には、きちっとした貯えになるわけですから。それが1点。

それから、もう2点目。借金ですから、借金ですから言うけどね、こんな言葉言ったらあれだけど、これ、自治体、地方自治体の借金ですからね、これ、個人の家庭の借金と違うんですよ。なぜ、地方自治体は借金するか言いますとね、これ、下水道事業なんかでもそうなんだけど、これは、減価償却が40年とすればね、今の世代の人間だけじゃなくて、40年間にわたって、この借金を返済していく。将来的にも、当然、恩恵を受けるから、将来の人も借金を受け持つと。将来にわたってね。この考え方が、地方自治体の起債なんですよ。

それからも逸脱するんじゃないですか。将来に借金を残さない。将来に借金を残すべきなんですよ。それが、地方自治体の起債なんですよ。個人の家庭の借金と違うんですよ。

そういう基本的な点からしてね、こういうやり方は、ないんじゃないかと思うんで、再度、検討願えませんか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　もう、それは、そのとおりで、だから、そういう形ですね、既に、この下水道事業に全て、その下水道債とかという起債を借りて、今ずっと、返済をしているわけですね。そういう中で、また、更にですね、財政上、運営が非常に難しい、厳しい状況にあるのであれば、国としても、また更に、それを伸ばそうというのを、まあ、そういう制度をつくっているわけです。

ただ、先ほど課長言いましたように、私も言いましたように、やはり、元々、その全体、既にもう借金しているわけですから、だから、それについては、町の今の財政状況を見て、更には、増やす。あえて、これを、増やすのではなくってですね、増額するのではなくって、返済できるものは、返済していくんだということは、やっぱり基本的には、全体の財政運営の中では、必要だということです。

で、今年度もですね、専決でも、こうして基金の方も昨年度の末、並みにですね、積み戻しができたり、また、災害対策についても、また、新たな基金を創設したりですね、そういう運営もできている中で、あえて、この平準債は、新たな借金はしないということ、財政上、判断をさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

議長（矢内作夫君）　　はい、他に。

〔岡本義君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、岡本君。

3番（岡本義次君）　　3ページ、15番の滞納の分ですけど、35万の件数と、その見通しについて願います。

〔上下水道課長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君）　　ええっとですね、件数76件です。

それで、見通しについてはですね、先ほど、簡水のところでもね、お話をさせていただいたような、そういう対策を取ってですね、今後まあ、そういう徴収をですね、させていただきたいというふうに思っております。

議長（矢内作夫君）　　はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔鍋島君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君）　　本議案に反対の討論をいたします。

公債費償還での財源を、非常に有利なね、平準債という当初予算を組んで、それを、わざわざ損失を大きいと思われる一般財源に変更措置するという補正であります。これは、どう見てもね、財政運営上、非常に問題のある運営と言わざるを得ない。このことを指摘

し、反対討論といたします。

議長（矢内作夫君） 賛成討論ありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、15番、西岡君。

15番（西岡 正君） 今のやり取りを聞かせていただいたわけですがけれども、佐用の財政状況はまあ、僕から見れば極めて良好な形だと、今、思っています。

確かに、その交付税算入というのは、50パーセントあるということでありましてけれども、町長も申されましたように、借金は、借金であります。当然、起債の現在高、あるいは、公債費比率は増になるわけです。むしろ逆にですね、それを使わなくても、今の財政、やっていけるということは、非常に望ましいと、私は、そのように考えて賛成いたします。

議長（矢内作夫君） 他に、討論ありますか。

はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第12号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第12号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって承認第12号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、専決第11号は、原案のとおり承認されました。

日程第9・承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第5号 専決第12号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第9、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）、専決第12号を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 4ページの15番の滞納繰越の19万2,000円。これについての件数と見通し。そして一番大口の人はいくらか。小口の人はいくらか分かりますか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） 浄化槽と農集合わせてですね、32件です。ちょっと大口というのはですね、ちょっと調べておりませんので、申し訳ないです。

それから、見通しについてはですね、そういう方に、先ほど申し述べたとおりですね、同じような対応をしていきたいというふうに思います。

議長（矢内作夫君） ほかに質疑ありますか。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 13号議案について、反対の立場から討論を行います。先ほどの、12号議案と同趣旨で反対いたします。

議長（矢内作夫君） 賛成討論ありますか。

はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第13号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第13号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって承認第13号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第5号）、専決第12号は、原案のとおり承認されました。

日程第10．承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第4号 専決第13号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第10、承認第14号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第4号）、専決第13号を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。はい、ないようですので、これで、

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） ちょっと、この補正の金額云々じゃないんですけど、せっかく安本さんみえてますんで、キャンプなんかされたりして、いわゆる22年度にですね、大撫山の、来ていただいたお客様とか、星の観測ですね、そういうようなんに来ていただいた、そういう人数については、最終的に何人ぐらいお見えになったんでしょうか。

〔天文台公園参事 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、天文台公園、安本参事。

天文台公園参事（安本泰二君） 具体的な数字は、資料、ちょっと今日、持ち合わせてないので、勘弁していただきたいんですけども、ほぼ、例年どおり来ていただいています。宿泊で、だいたい1万5,000人。入園者で9万人前後となる見込みです。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。ほかにありますか。
はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第14号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第14号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって承認第14号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第4号）、専決第13号は、原案のとおり承認されました。

日程第11・承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第4号 専決第14号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第11、承認第15号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第4号）、専決第14号を議題といたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3番（岡本義次君） 3ページですね、食事料いうんですか、それがまあ、848万6,000円、まあ減ってございますけれど、これらについてですね、やはり、そういう減った要因とか、それから、もしですね、もう少し変わったメニューで、来ていただくような工夫とか、そういう新しい模索言うんですか、そこらへんはされておりますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 食事料におきまして 848 万 6,000 円ということで減額をいたしておりますけれども、これが、災害前の 20 年度と比較いたしまして、1,757 人の減少というふうなこと。

それからですね、まあ、この食事料には、レストラン、それから宴会等の費用、そういう料金が含まれておるわけでございますが、レストランにつきましてはですね、20 年度と 22 年度、ほぼ単価的にはですね、6 円ぐらいな、1 人当たり 6 円程度の違いでございますけれども、やはり宴会等におきまして、20 年度 4,900 円余りあったものですね、21 年度においては、4,000 円程度というふうなことでですね、900 円弱の、1 人当たりの単価が落ちているというふうなことがですね、減額につながった大きな要因ではないかというふうに考えております。

まあ、ご指摘のですね、食事のメニュー等につきましても、料理人、支配人等も含めまして、何とかいい物ができないかというふうなことで、今後ともですね、研究開発をしていきたいというふうに考えております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

3 番（岡本義次君） 例えば、一般会計からの繰り入れも、相当多いんですけれど、やはり、ある程度ですね、職員の方にも、町民だったら風呂の料金をですね、少し、おまけすることによって、他の、いわゆる食事料とか、他の物ですね、来ていただくような工夫とか、まあ、私らも、そんなに大したことはないんですけれど、友達が来たり、お客さんみえたりしたら、少しでも思って、笹ヶ丘、近くでもありますんでですね、行って、そういう、ちょっと、利用もしておりますけれどですね、私らが、1 人するぐらいじゃあ、微々たるものでございますのでですね、やはり町民に広く、職員にも広く、そういうことを呼びかけてですね、少しでも利用率上げていただいでですね、メニューにも工夫をこしらえていただいでね、やはり一般会計からの繰り入れ、少しでも減るような格好の中でね、まあ、努力もしていただきたいと、このように思っております。

議長（矢内作夫君） ほかに。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第 15 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 15 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって承認第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 4 号）、専決第 14 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 12 . 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 3 号 専決第 15 号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 12、承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 3 号）、専決第 15 号を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） この会計はまあ、一般会計からの繰り入れを 220 万減額して、そういう意味では、会計上まあ、好転しているというふうに受け止められるんですけど、そこらへんの内容というか、歳出で大きな物としては、報酬の減があるかとは思いますが、この会計を、22 年度について、特徴的な点を、説明お願いできますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） ええっとですね、この問題につきましては、度々ですね、各議員からもご指摘なりご心配をお掛けしているところでございます。

一般会計の繰入金につきましては、今、議員、今、随分減っているというふうに、私は聞こえたんですけども、決してですね、繰入金が 500 万ほどが少ないと、私ども思っておりません。繰入金が少ない時には、確かゼロもあったと思いますし、100 万円前後の時代が結構続いておったというふうなことがございます。

ただし、ご案内のとおり平成 20 年の 5 月からですね、月火水がですね、いわゆるその、報酬的な行為を行った部分が、予防とか指導に当たるということで無収入になったという部分が、あったと思います。そういう状況の中で、去年は 800 万弱だったと思うし、一昨年は、500 万以上のですね、繰入金をいただいたということです。

そういった経過を踏まえて、昨年、それこそですね、度々議会でもご指摘をいただいたり、委員会でもご心配をされる中で、やはり職員もですね、それと先生方も緊張感を持ってやっていただいておりますというのが 1 点、言えるんじゃないかと思えます。

そこで、やはりその、原点に帰ってですね、いわゆる弱い立場の方、特にまあ、今、問題となっております在宅訪問ですね、これをまあ、始めてみようということ、まあ、町長の指示も当然ございましたし、新庄先生の思いもあった中で、昨年、7 月、8 月頃から、そういったお話、関係者にもご理解いただいて、9 月頃から実施しております。

まだ、途上でございますけれども、第一歩でございますけれども、昨年それが、100 万ほど実績として上がっております。診療報酬の中で。

それと、先ほど言われました歳出のですね、減っているというのは、まあ、当初ですね、用心を踏んで、122日ほど予算組んでおりましたので、概ねこれは、たいがいですね、よく来られても110日前後ですんで、最初からまあ、無理があった部分があったと思います。

ただし、在宅訪問をね、これはやっぱり木金じゃなくて、月曜日から水曜日ということ、思いもありましたんで、ちょっと余裕見ておりました。それがまあ、実質まあ減ったという中で、実態は、そうそう変わらないんじゃないかなと思います。

それと、町長からいただいております命題はですね、いつもおっしゃるんですけども、開業当時の状況と、いろんな意味で時代の変化もありますし、需要も変化しております。そういう中で、民業との関係ですね、それから、スタッフの問題、現状維持、それから赤字をなるべくという部分があるのかなと思います。

それで、具体的にですね、収入上げた要因はですね、1つは歯科衛生士がですね、平成19年から雇用しております、私ども、専門家の先生にもお聞きしますと、やはり1年より2年、2年より3年目の方が、やはりその、技術的にも現場を踏まえてね、高まるという中で、その2年目、3年目、去年は、その方、3年目だったんですけども、やはり予約をですね、1日当たりの予約を、実績として、22年度より5人前後、結果的に入れられたというのがありまして、それがまあ、報酬につながったという部分が、大きな要素としてあるのではないかなと思います。

それと、今年、貴重な財源を、550万、予算いただいて、これ実質、診療報酬、もう少しございまして、500万ちょっとで、決算では終わると思うんですけども、しかしながら、貴重な、財政的な圧迫をいただいております。逆に言えば、普通交付税の算入と、いつも比較されるんですけども、それは無視しても、もっともっと、いろいろな部分で、経営感覚、身に付けて、少しでも減らすような努力を、先生方、あるいは、職員、スタッフと一緒にですね、更なる検討を加えていきたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） まあ、課長の丁寧な説明がありましたが、先の3月11日に起こった東日本の大震災の後、その口腔ケアが非常に大事だということで、新聞紙上でも、あの、されてましたけれど、歯科センターが、それはまあ、合併前のことですけども、ここの阪神淡路大震災の時にも、その歯科衛生士なり、その歯科保健センターの、いろいろな取り組みというのは、高齢者のね、口腔ケアなんかには活かしたというふうに聞いているんですけど、今回の東日本の震災については、ええっとまあ、派遣されているメンバーなどは、そういう形の方はなかったんでしょうか。

阪神淡路大震災の時の教訓が活かされて、まあ、役に立っているのかなというのは、ちょっと聞きたかったんですけど。

議長（矢内作夫君） ちょっと、すみません。

〔平岡君「ちょっと、関連します」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ここでお諮りをしておきますが、12時が来ようとしておりますが、このまま本日の議事日程が終わるまで、昼の時間を延長したいというふうに思います。よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。はい、それでは、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 東日本大震災にかかってはですね、私とこの役場の職員もね、毎週2人、ずっと行かれているような状況の中で、全員がですね、オール役場ということで、協力をしておるところですけれども、いわゆる私とこの健康福祉課に限ったら、先般は、保健師が2名行かせていただいたんですけれども、今ご指摘のですね、いわゆる口腔ケアの問題、歯科衛生士については、ちょっと噂的にはあるんですけれども、まだ、まとまっていないようです。

ただし、私とこはですね、先ほど言った歯科衛生士、3年目の方が、やっと一人前になられた方が、この3月末で辞められましたので、要請がですね、今後あったとしても、かなり厳しい状況があるのではないかなというふうに予期しております。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

17番（平岡きぬ糸君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第16号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第16号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって承認第16号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第3号）、専決第15号は、原案のとおり承認されました。

日程第13．承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第3号 専決第16号）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第13、承認第17号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）、専決第16号を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。これより承認第 17 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。承認第 17 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって承認第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）、専決第 16 号は、原案のとおり承認されました。

議長（矢内作夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 元へ。すみません。はい、2 番、新田君。

2 番（新田俊一君） 6 月 14 日の一般質問の中で、第 2 質問、水害、地震による孤立集落対応の、私の発言の中で、不適切発言がありますので、取り消しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（矢内作夫君） 取り消しの部分もついでに、発言して。

2 番（新田俊一君） 読みましょうか。

議長（矢内作夫君） はい。

2 番（新田俊一君） 内容は、ちょっと言葉が、自分でも分からないようなことを言っておるんですけども、

、というふうなことを言っておりますので、ちょっと意味不明なようなことも書いてあるんですけども、これを取り消していただきたいんですけど、どうでしょうか。

議長（矢内作夫君） はい、今、新田議員から、そういうふうな発言がございました。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、それでは、取り消しをさせていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。議事の都合により、明6月18日から6月23日まで、本会議を休会したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る6月24日金曜日、午前9時30分より再開します。

それでは、本日はこれにて散会します。どうもご苦労様ございました。

午後00時02分 散会
